

北紘建設株式会社 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:採用者に占める女性の割合を30%以上とする。

〈対策〉

- 令和4年4月～ 女性の採用割合を増やすための広報等の検討
- 令和4年4月～ 大学技術系学部、工業高校などへの積極的な働きかけ